

## 1 安全衛生管理計画書作成の留意点

作業所長(統括安全衛生責任者)は会社の安全衛生管理計画により作業所の安全衛生管理計画書を作成する。

- ・工事の特性
- ・特殊工法・危険作業等の省力化
- ・安全管理上の問題点
- ・重点施策(施工から予想される災害要因を把握し決める)
- ・日常の安全活動等を考慮して作成するが、関係法令は最低限遵守しなければならないもので安全施策はこれを上回る計画とすることが望ましい

計画作成は

P(計画) → D(実施) → C(評価) → A(改善)

を実践活動として確実に回していく。作成した計画書は社員から協力会社の第一線作業員まで周知徹底する。また、各種教育、特に『新規入場者教育時』に活用する。

### ●安全衛生管理計画書重点項目

1. 作業所の全工期安全衛生管理計画書の作成
  - 主要工程はネットワークまたはバーチャートで
  - 月別安全重点目標はその月の具体的な災害防止目標でなくてはならない
  - 「作業所」で実施する事項を具体的に
2. 作業員の基本方針と安全目標
3. 安全・衛生・環境の重点対策
4. 安全衛生管理組織図
5. 安全活動とその推進計画
6. 災害防止協議会の編成、規則
7. 緊急時連絡表の作成
8. 防火管理、自衛消防組織の編成
9. 職長会の設置
10. 作業所の規律

## 2 具体的な労働災害防止対策重点事項(三大災害の防止)

### 1. 高所作業時における墜落災害の防止

#### ①作業床の設置(安衛法第518条)

- 高さが2m以上の場所で作業を行う場合は、墜落防止のための措置をとる
  - ・足場の組立て等により「作業床」を設ける
  - ・作業床の設置が困難なときは、安全ネットを張り、安全帯を使用させる等の措置をする
  - ・勾配が40度以上の斜面上を転落することは「墜落」に含まれる
  - ・地山の斜面を削って作る床付面は、作業床に該当する ※作業床等(S51.10.7基収1233)

## ②手すり等の設置等(作業床の端、開口部等)(安衛則第519条)

○高さが2m以上の「作業床の端」、「開口部等」には、墜落防止のための措置をとる。

・囲い、手すり、覆い等を設ける

・手すり等の設置が著しく困難なとき、又は、作業の必要上、臨時に手すり等を取外すときは、安全ネットを張り、安全帯を使用させる等の措置をする

※作業床の端、開口部等(S44.2.5基発59)

・物品揚卸し口、ピット、たて坑又は、斜坑の坑口(勾配40度以上)、井戸等が含まれる

○労働者は安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない(安衛則第520条)

## ③安全帯の取付設備等(親綱等の設置、点検)(安衛則第521条)

○高さが2m以上の箇所で作業を行う場合に、安全帯を使用させるときは、次の措置をとること。

・安全帯を安全に取付するための設備等を設ける

・安全帯及び取付け設備に異常がないか、随時点検する

※安全帯取付け設備等(S43.6.14 安発100 S50.7.21 基発415)

梁、柱等があって、これらを利用できる場合が含まれる

### 周知事項

親綱の設置、梁・柱又は足場材の利用等、安全帯の取付け設備については、作業を行う箇所ごとに作業前に周知すること。

## ④屋根スレートの葺替え作業時の措置

スレート屋根の工事では、踏み抜き等による墜落、つり荷の落下、強風による屋根上の資材飛散などによる災害に注意しなければならない。

・屋根下に水平ネットを張る(安衛則第524条)

・幅30cm以上の通路を設ける(安衛則第524条)

・屋根面での作業、端部での材料の上げ下ろしでは、安全帯を使用する(安衛則第520条の9)

## 安全衛生規則の改正

平成21.6.1施行 基発0311001

### ○ 架設通路

事業者が行う「架設通路」についての墜落防止措置(安衛則第552条関係)

改正前には、高さ75cm以上の手すりを設けることとされていましたが、今回の改正により、「高さ85cm以上の手すり」に加え「中さん等」※<sup>1</sup>を設けることとされました

### ○ 足 場

事業者が行う「足場」の作業床からの墜落防止措置等(安衛則第563条関係)

#### 「墜落防止措置」

改正前には、高さ75cm以上の手すり等を設けなければならないとされ、わく組み足場の交さ筋かいは手すり等としてみなされていましたが、今回の改正により、足場の種類に応じて、次の設備を設けることとされました。

#### 「わく組足場の場合」

「交さ筋かひ」に加え、「高さ15cm以上40cm以下の位置への下さん」か「高さ15cm以上の幅木の設置」(下さん等)※<sup>2</sup>

あるいは「手すりわく」※<sup>3</sup>わく組足場以外の足場の場合(一側足場を除く)

「高さ85cm以上の手すり等」に加え、「中さん等」※<sup>1</sup>